

卒業の認定に関する方針

- 学則第14条（卒業認定の基準）

所定の課程を修了した者について、総合卒業試験による成績評価のうえ卒業を認める。

- 学則第15条（証書の授与・証明書の発行）

校長は、所定の全課程を修了したと認めた者には、修了した課程・学科の名称及び修業年限を記載した卒業証書を授与する。

2 前項の規定により医療専門課程理学療法学科、医療専門課程作業療法学科を修了した者には、高度専門士（医療専門課程）の称号を授与する。

- 卒業に関する規定（試験規則第16条）

所定の課程を修了し、必要な審査に基づき、校長が認定する。

2 総合卒業試験は4年次に履修する理学療法学科「総合問題演習」、作業療法学科「総合問題演習Ⅳ」の定期試験をもってこれに代える。